

令和 7 年度 第 1 回鴻巣市学校給食運営委員会次第

令和 7 年 7 月 1 7 日（木） 1 0 : 0 0 ～

鴻巣市立中学校給食センター 2 階 会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 委員自己紹介

5 議 事

- (1) 鴻巣市の給食体系について
- (2) 給食調理等業務委託について
- (3) 小学校給食室及び中学校給食センター整備計画について
- (4) 給食費滞納状況について
- (5) 食物アレルギー対応について

6 その他

7 閉 会

令和 7 年度

第 1 回 鴻巣市学校給食運営委員会 会議資料

鴻巣市合併 20 周年記念献立を募集



花^か緑^あ人^{ひと}こうのす

教育部 教育総務課

令和 7 年 7 月 1 7 日

鴻巣市学校給食運営委員会委員

任期：令和7年7月1日～令和9年6月30日（敬称略）

委 嘱 区 分		氏 名	就任年月日
1号委員	小学校長（屈巢小学校）	横尾 臣	令和7年7月1日
〃	中学校長（鴻巣西中学校）	三杉 紀文	令和7年7月1日
2号委員	P T A代表（鴻巣北小学校）	西脇 武利	令和7年7月1日
〃	P T A代表（赤見台第二小学校）	石川 萌子	令和7年7月1日
〃	P T A代表（広田小学校）	秋山 沙耶香	令和7年7月1日
〃	P T A代表（鴻巣西中学校）	鈴木 祐次	令和7年7月1日
3号委員	学校医	磯畑 栄一	令和5年7月1日
4号委員	学校薬剤師	佐々木 倉造	平成24年7月1日
5号委員	保健所職員	江原 佳代子	令和7年7月1日
6号委員	知識経験者（教育委員）	太田 恭子	令和元年10月9日
〃	知識経験者（田間宮小学校栄養教諭）	高橋 綾子	令和7年7月1日
〃	知識経験者（鴻巣西中学校栄養教諭）	庄司 幸恵	令和元年7月1日
7号委員	給食主任（鴻巣東小学校）	小林 亜希	令和7年7月1日
〃	給食主任（鴻巣南小学校）	長谷川 花南	令和7年7月1日
〃	給食主任（大芦小学校）	林 淳子	令和7年7月1日
〃	給食主任（川里中学校）	大塚 祐由	令和7年7月1日

改正

平成17年9月22日条例第87号

平成23年3月8日条例第1号

平成27年3月27日条例第1号

平成31年3月28日条例第1号

鴻巣市学校給食運営委員会条例

(設置)

第1条 鴻巣市立小学校及び中学校の学校給食を適正に運営するため、鴻巣市学校給食運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、鴻巣市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 学校給食計画に関すること。
- (2) 学校給食費に関すること。
- (3) 中学校給食センターの運営に関すること。
- (4) その他学校給食の実施に関すること。

(組織)

第3条 運営委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内で教育委員会が委嘱する。

- (1) 小学校長及び中学校長 2人
- (2) 小学校及び中学校のPTAの代表 6人
- (3) 学校医 1人
- (4) 学校薬剤師 1人
- (5) 保健所職員 1人
- (6) 知識経験を有する者 5人
- (7) 小学校及び中学校の給食主任 4人

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、委員長が招集する。

2 運営委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(吹上町及び川里町の編入に伴う経過措置)

2 吹上町及び川里町の編入に伴い、委員となった者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、現に在任する委員の任期満了の日までとする。

附 則 (平成17年条例第87号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年条例第1号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日条例第1号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

1 鴻巣市の給食体系について

区分		給食方式	会計	給食費 (保護者負担額)	主食			牛乳	副食調理場所	調理員(業務委託)	1日の食数
					米飯	パン	麺				
小学校	鴻巣東側地域	自校式	私会計	月額4,500円※	自校炊飯113回 【 】内の小学校は、 給食センター70回(白米) 自校炊飯43回(混ぜご飯等)	(有)新井製パン工場 (久喜市)	(有)まにわ製麺所 (行田市)	大沢牛乳(株) (鴻巣市)	各学校の給食室	(株)東京天竜 (東京都)	約1,600食
	鴻巣西側地域				自校炊飯113回 【 】内の小学校は、 給食センター70回(白米) 自校炊飯43回(混ぜご飯等)					日本国民食(株) (東京都)	約2,200食
	吹上地域				自校炊飯113回					(株)ジーエスエフ (東京都)	約1,300食
	川里地域				自校炊飯113回					日本国民食(株) (東京都)	約600食
中学校	全8校	センター式	公会計	月額5,200円※	給食センター116回	(有)新井製パン工場 (久喜市)	(有)まにわ製麺所 (行田市)	大沢牛乳(株) (鴻巣市)	中学校給食センター	(株)ジーエスエフ (東京都)	約2,900食

鴻巣市食数合計 約8,600食

- 鴻巣東側地域小学校 鴻巣東小、【鴻巣南小、鴻巣北小、鴻巣中央小】
- 鴻巣西側地域小学校 【馬室小、田間宮小、箕田小】、松原小、赤見台第一小、赤見台第二小
- 吹上地域小学校 吹上小、下忍小、大芦小
- 川里地域小学校 屈巢小、共和小、広田小
- 中学校 鴻巣中、鴻巣北中、鴻巣西中、鴻巣南中、赤見台中、吹上中、吹上北中、川里中

給食費

小学校は月額5,100円、中学校は月額5,800円（令和7年4月1日改定）

※ なお、令和7年度は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、給食費の食材費高騰分の支援を実施。保護者負担額は、令和6年度と同額（小学校4,500円、中学校5,200円）

2 給食調理等業務委託について

区分		業務内容	1日の食数	委託先	契約方法	契約金額(税込) (令和7年度分)	委託期間
小 学 校	鴻巣東側地域	調理・炊飯・ 配膳・洗浄等	約1,600食	(株)東京天竜	指名競争入札	105,593,400円	令和7年4月1日から 令和11年3月31日まで
	鴻巣西側地域	調理・炊飯・ 配膳・洗浄等	約2,200食	日本国民食(株)	指名競争入札	120,449,340円	令和4年4月1日から 令和8年3月31日まで
	吹上地域	調理・炊飯・ 配膳・洗浄等	約1,300食	(株)ジーエスエフ	指名競争入札	65,564,400円	令和6年4月1日から 令和10年3月31日まで
	川里地域	調理・炊飯・ 配膳・洗浄等	約600食	日本国民食(株)	指名競争入札	40,207,200円	令和6年4月1日から 令和10年3月31日まで
中 学 校	中学校給食センター	調理・炊飯・配送・ 配膳・洗浄等	約2,900食	(株)ジーエスエフ	指名競争入札	196,944,000円	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

3 小学校給食室及び中学校給食センター整備計画について

(1) 小学校

修繕 (予算：1, 900千円)	厨房器具等の修繕
備品 (予算：2, 364千円)	鴻巣中央小学校 消毒保管機 給食用具（スパテラ、包丁、まな板、なべ、食缶、はかり他） 施設用備品（給食室ガス警報器）

(2) 中学校

修繕 (予算：1, 000千円)	厨房器具等の修繕
備品 (予算：760千円)	給食用具（ボール、スパテラ、包丁、まな板、杓子、食缶、アレルギー対応容器他）

4 給食費滞納状況について

1 小学校

令和7年6月30日 現在

	令和6年度		令和5年度		令和4年度以前	
	人数	滞納額	人数	滞納額	人数	滞納額
鴻巣東小学校						
鴻巣南小学校						
馬室小学校						
田間宮小学校						
箕田小学校						
鴻巣北小学校					2人	76,235円
松原小学校						
赤見台第一小学校						
赤見台第二小学校						
鴻巣中央小学校						
吹上小学校						
下忍小学校						
大芦小学校						
屈巣小学校						
共和小学校						
広田小学校						
小学校合計					2人	76,235円

2 中学校

令和7年6月30日 現在

	令和6年度		令和5年度		令和4年度以前	
	人数	滞納額	人数	滞納額	人数	滞納額
鴻巣中学校	3人	58,004円	2人	17,032円	1人	42,470円
鴻巣北中学校	1人	19,230円			3人	40,192円
鴻巣西中学校	4人	92,030円	1人	20,800円	1人	5,200円
鴻巣南中学校	1人	20,800円			3人	87,600円
赤見台中学校	3人	26,000円	1人	9,144円	3人	50,140円
吹上中学校					1人	5,200円
吹上北中学校	4人	50,430円				
川里中学校					1人	5,200円
中学校合計	16人	266,494円	4人	46,976円	13人	236,002円

小学校・中学校合計	16人	266,494円	4人	46,976円	15人	312,237円
-----------	-----	----------	----	---------	-----	----------

5 食物アレルギー対応について

(1) 牛乳アレルギーへの対応

アレルギーのため牛乳が飲めない場合、保護者の申請（１年間有効・毎年申請）により牛乳相当額分（１本６４円）を減額しています。

令和７年度は、月額給食費から小・中学生ともに１，０８０円を減額しています。

(2) 食物アレルギーへの対応

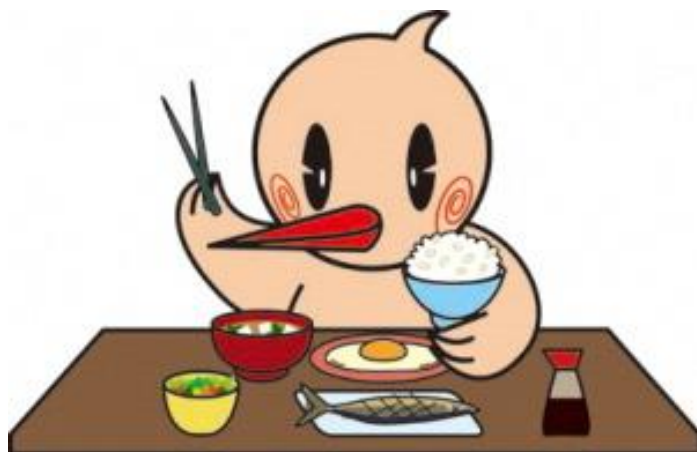
本市の給食に関わる食物アレルギーへの対応については、令和７年３月に一部改訂した「小・中学校における食物アレルギー対応マニュアル【４訂】」に沿った対応を行っています。

中学校給食センターのアレルギー対応調理室では、「【新】中学校給食センターにおける食物アレルギー対応食の実施方針」に基づき、令和４年４月から「乳・卵・えび・かに・いか」に対応した除去食または代替食の提供を開始し、令和５年度２学期から「ほたて、あさり、カキ、しじみ、はまぐり」の５品目の対応を追加しました。

さらに、令和６年度２学期から「たこ」の１品目の対応を追加し、現在、合計１１品目の対応を行っております。

令和 7 年度

鴻巣市学校給食計画



校長・教頭・給食主任及び給食費会計担当者用

教育部教育総務課

担 当 学校給食担当（中学校給食センター内）
所 在 〒365-0044 鴻巣市滝馬室 587-1
電 話 0 4 8 - 5 4 3 - 5 3 3 3
0 4 8 - 5 4 3 - 1 2 7 8
ファックス 0 4 8 - 5 4 3 - 5 3 2 2
電子メール kyoiku@city.kounosu.saitama.jp

(1) 令和7年度 小学校給食計画

1 給食回数について

(1) 年間給食予定回数

185回

月	回数	月	回数	月	回数
4月	14	8月	0	12月	15
5月	20	9月	18	1月	14
6月	21	10月	22	2月	18
7月	11	11月	17	3月	15

(2) 各学期の給食開始日及び終了日

第1学期 4月10日(木)～7月15日(火)・・・66回

第2学期 9月3日(水)～12月19日(金)・・・72回

第3学期 1月13日(火)～3月23日(月)・・・47回

(3) 1年生の給食について

上記(1)及び(2)の計画にかかわらず、給食開始1週間後の前日4月16日(水)は牛乳給食、17日(木)から完全給食を開始する。

2 給食費について

(1) 金額

区分		児童分金額	算出根拠
月額	一般	4,500円	
	牛乳アレルギー	3,420円	4,500円－1,080円
	1年生4月分	3,219円	{4,500円－(269円×5回欠食)}＋牛乳1回分64円
	1年生4月分牛乳アレルギー	2,395円	3,420円－{(269円－64円)×5回欠食}
日額	一般	269円	4,500円×11か月÷(185回－行事欠食※1回) ◎1円未満四捨五入
	牛乳アレルギー	205円	269円－64円
牛乳	月額	1,080円	64.87円×(185回－行事欠食1回)÷11か月 ◎10円未満切捨て
	日額(単価)	64円	単価64.87円 ◎1円未満切捨て (60.17円×1.08－0.11円(補助金)=64.8736円 ：1銭未満切捨て)

※ 行事欠食については(4)給食費の日割り計算の項目を参照してください

ア 児童、教職員及び給食業務従事者の給食費は、月額１１か月分を徴収する。

イ 臨時職員等（いきいき先生やALT等）の給食費は、日額の喫食回数倍を徴収する。勤務日数の多い月は月額を超えることがあるが、年間を通して喫食回数分だけ負担するという考え方に基づいて徴収すべきであることから、月額の上限はない。

ウ 試食会等で給食を喫食する場合は、日額の給食費を徴収する。

(2) 食材費の高騰分について

児童の給食費について、食材費高騰分として１食あたり３５円を市が小学校長へ補助する。なお、教職員及び給食業務従事者等の給食費は、１食あたり３５円を増額し、徴収する。献立の立案は、１食あたり３０４円で行う。

金額（教職員等）

月 額	（４～２月分）	５，０８５円（４，５００円＋５８５円）
	（３月分）	５，０９０円（４，５００円＋５９０円）
日 額	３０４円（２６９円＋３５円）	

(3) 食物アレルギー等における減免の対応について

小・中学校における食物アレルギー対応マニュアル【４訂】〔様式４－２〕食物アレルギー等による給食停止（再開）申請書を提出した児童を対象とする。

(4) 給食費の日割り計算

次のアからウのいずれかに該当する場合は、給食費を日割り計算することができる。なお、異動の時期により、月の徴収額が月額を超えることがあるが、その際、月額を超えて徴収することができる。

ア 転出等により給食を受けなくなった場合

イ 転入等により給食を受けることとなった場合

ウ 病気、事故等により給食を受けない日が引続き５日を超えた場合

計算例（①②③の順に計算）

【児童】

③ 42,233 円－翌月以降の合計額

5月22日から給食開始の場合

月	行事欠食	食数	給食費
4月			
5月		7	1,733
6月	開校記念日	20	4,500
7月		11	4,500
8月		0	
9月		18	4,500
10月		22	4,500
11月		17	4,500
12月		15	4,500
1月		14	4,500
2月		18	4,500
3月		15	4,500
合計		157	42,233

② 翌月以降
は月額徴収

12月17日から給食停止の場合

月	行事欠食	食数	給食費
4月		14	4,500
5月		20	4,500
6月	開校記念日	20	4,500
7月		11	4,500
8月		0	
9月		18	4,500
10月		22	4,500
11月		17	4,500
12月		12	4,546
1月			
2月			
3月			
合計		134	36,046

② 前月まで
は月額徴収

③ 36,046 円－前月までの合計額

① 調定額：269 円×157 回=42,233 円

① 調定額：269 円×134 回=36,046 円

※ 1 年生は牛乳給食 1 回分（64 円）を加えること。

5 月分を 269 円×7 回=1,883 円としない
ように注意すること。

12 月分を 269 円×12 回=3,228 円としない
ように注意すること。

【教職員】

③ 47,728 円－翌月以降の合計額

5月22日から給食開始の場合

月	行事欠食	食数	給食費
4月			
5月		7	1,958
6月	開校記念日	20	5,085
7月		11	5,085
8月		0	
9月		18	5,085
10月		22	5,085
11月		17	5,085
12月		15	5,085
1月		14	5,085
2月		18	5,085
3月		15	5,090
合計		157	47,728

② 翌月以降
は月額徴収

12月17日から給食停止の場合

月	行事欠食	食数	給食費
4月		14	5,085
5月		20	5,085
6月	開校記念日	20	5,085
7月		11	5,085
8月		0	
9月		18	5,085
10月		22	5,085
11月		17	5,085
12月		12	5,141
1月			
2月			
3月			
合計		134	40,736

② 前月まで
は月額徴収

③ 40,736 円－前月までの合計額

① 調定額：304 円×157 回=47,728 円

① 調定額：304 円×134 回=40,736 円

給食実施回数は、年間給食予定回数（185 回）から行事欠食として
開校記念日の 1 回分を除外する。

開校記念日が休校日の場合は、行事欠食として除かない。

なお、開校記念日が休校日の場合に限り、全校給食停止日がある
場合は、開校記念日の代わりに 1 回のみ行事欠食とみなし除外して

計算する。

(例 1)

6 月 6 日 (金) 開校記念日→行事欠食① 予定回数－1

(例 2)

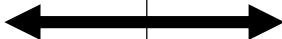
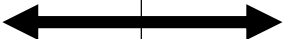
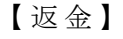
6 月 8 日 (日) 開校記念日 →除外しない

10 月 14 日 (火) 運動会振替休日→行事欠食① 予定回数－1

(5) 学級閉鎖等の場合

ア 給食稼働日で、連続した学級閉鎖等の 3 日目から返金する。

ただし、延長して結果的に 3 日を超えた場合は、返金条件に該当しない。

	5/12 (月)	5/13 (火)	5/14 (水)	5/15 (木)	5/16 (金)	
例 1						返金なし
例 2			 延長	 延長		返金なし
例 3						1 日分 (5/14) 返金
例 4		 延長		 【返金】	 【返金】	2 日分 (5/15.16) 返金

イ 報告方法

学級閉鎖等が決定後速やかに電話で報告するとともに、様式集「給食停止報告書」を F A X (中学校給食センター 543-5322) で送信する。

また、学級閉鎖等を延長する場合は、再度「給食停止報告書」の提出を要するものとし、取扱いは上記と同様とする。

(6) 行事欠食 (開校記念日) 以外の学年行事等で給食を食べなかった場合
年間給食の中で食材に還元するため、返金を行わない。

(7)返金に要する手数料がかかる場合
手数料は受取人負担とする。

(8)口座振替手数料

保護者の口座から振り替えをする際の手数料のうち、毎月1件あたり10円分は鴻巣市で負担する（教職員分除く）。

(2) 令和7年度 中学校給食計画

1 給食回数について

(1) 年間給食予定回数

186回

月	回数	月	回数	月	回数
4月	14	8月	0	12月	16
5月	20	9月	18	1月	15
6月	20	10月	22	2月	18
7月	11	11月	17	3月	15

(2) 各学期の給食開始日及び終了日

第1学期 4月10日(木)～7月16日(水)・・・65回

第2学期 9月1日(月)～12月22日(月)・・・73回

第3学期 1月9日(金)～3月24日(火)・・・48回

(3) 3年生の給食について

上記(1)及び(2)の計画にかかわらず3月12日(木)で終了となる。

2 給食費について

(1) 金額

区分		生徒分金額	算出根拠
月額	一般	5,200円	
	牛乳アレルギー	4,120円	5,200円－1,080円
	3年生3月分	3,334円	5,200円－(311円×6回欠食)
	3年生3月分 牛乳アレルギー	2,638円	4,120円－{(311円－64円)×6回欠食}
日額	一般	311円	5,200円×11か月÷(186回－行事欠食※2回) ◎1円未満四捨五入
	牛乳アレルギー	247円	311円－64円
牛乳	月額	1,080円	64.87円×(186回－行事欠食2回)÷11か月 ◎10円未満切捨て
	日額(単価)	64円	単価64.87円 ◎1円未満切捨て (60.17円×1.08－0.11円(補助金)=64.8736円 :1銭未満切捨て)

※ 行事欠食については(4)給食費の日割り計算を参照してください

ア 生徒、教職員及び給食業務従事者の給食費は、月額を年 11 か月分徴収する。さらに、中学校給食センター職員及び給食業務従事者は、これに加え行事欠食分 2 回分を徴収する。

イ 臨時職員等（いきいき先生や A L T 等）の給食費は、日額の喫食回数倍を徴収する。勤務日数の多い月は月額を超えることがあるが、年間を通して喫食回数分だけ負担するという考え方に基づいて徴収すべきであることから、月額の上限はない。

ウ 試食会等で給食を喫食する場合は、日額の給食費を徴収する。

(2) 食材費の高騰分について

生徒の給食費について、食材費高騰分として 1 食あたり 35 円を市が補助する。なお、教職員及び給食業務従事者等の給食費は、1 食あたり 35 円を増額し徴収する。献立の立案は、1 食あたり 346 円で行う。

金額（教職員等）

月 額	（4～2 月分）	5, 785 円（5, 200 円 + 585 円）
	（3 月分）	5, 790 円（5, 200 円 + 590 円）
日 額	346 円（311 円 + 35 円）	

(3) 食物アレルギー等における減免の対応について

小・中学校における食物アレルギー対応マニュアル【4 訂】[様式 4-2] 食物アレルギー等による給食停止（再開）申請書を提出した生徒を対象とする。

(4) 給食費の日割り計算

次のアからウいずれかに該当する場合は、給食費を日割り計算することができる。日割り計算の方法は、以下に示すとおりとする。異動の時期により、月の徴収額が月額を超えることがあるが、その際月額を超えて徴収することができる。

ア 転出等により給食を受けなくなった場合

イ 転入等により給食を受けることとなった場合

ウ 病気、事故等により給食を受けない日が引続き 5 日を超えた場合

計算例（①②③の順に計算）

【生徒】

③ 48,827 円－翌月以降の合計額

5月22日から給食開始の場合

月	行事欠食	食数	給食費
4月			
5月		7	2,027
6月	開校記念日	19	5,200
7月		11	5,200
8月		0	
9月		18	5,200
10月	体育祭振替休日	21	5,200
11月		17	5,200
12月		16	5,200
1月		15	5,200
2月		18	5,200
3月		15	5,200
合計		157	48,827

② 翌月以降は月額徴収

① 調定額：311 円×157 回=48,827 円

5 月分を 311 円×7 回=2,177 円としないように注意すること。

12月17日から給食停止の場合

月	行事欠食	食数	給食費
4月		14	5,200
5月		20	5,200
6月	開校記念日	19	5,200
7月		11	5,200
8月		0	
9月		18	5,200
10月	体育祭振替休日	21	5,200
11月		17	5,200
12月		12	4,652
1月			
2月			
3月			
合計		132	41,052

② 前月までは月額徴収

③ 41,052 円－前月までの合計額

① 調定額：311 円×132 回=41,052 円

12 月分を 311 円×12 回=3,732 円としないように注意すること。

【教職員】

③ 54,322 円－翌月以降の合計額

5月22日から給食開始の場合

月	行事欠食	食数	給食費
4月			
5月		7	2,252
6月	開校記念日	19	5,785
7月		11	5,785
8月		0	
9月		18	5,785
10月	体育祭振替休日	21	5,785
11月		17	5,785
12月		16	5,785
1月		15	5,785
2月		18	5,785
3月		15	5,790
合計		157	54,322

② 翌月以降は月額徴収

① 調定額：346 円×157 回=54,322 円

12月17日から給食停止の場合

月	行事欠食	食数	給食費
4月		14	5,785
5月		20	5,785
6月	開校記念日	19	5,785
7月		11	5,785
8月		0	
9月		18	5,785
10月	体育祭振替休日	21	5,785
11月		17	5,785
12月		12	5,177
1月			
2月			
3月			
合計		132	45,672

② 前月までは月額徴収

③ 45,672 円－前月までの合計額

① 調定額：346 円×132 回=45,672 円

給食実施回数は、年間給食予定回数（186 回）から行事欠食として開校記念日・体育祭振替休日等の 2 回分を除外する。

(5)学級閉鎖等の場合

ア 給食稼働日で、連続した学級閉鎖等の3日目から返金する。

ただし、延長して結果的に3日を超えた場合は、返金条件に該当しない。

	5/12 (月)	5/13 (火)	5/14 (水)	5/15 (木)	5/16 (金)	
例 1	←→	←→				返金なし
例 2	←→	←→	←→ 延長	←→ 延長	←→	返金なし
例 3	←→	←→	←→ 【返金】			1日分(5/14)返金
例 4	←→	←→ 延長	←→	←→ 【返金】	←→ 【返金】	2日分(5/15.16) 返金

イ 報告方法

学級閉鎖等が決定後速やかに電話で報告するとともに、様式集「給食停止報告書」をFAX（中学校給食センター 543-5322）で送信する。

また、学級閉鎖等を延長する場合は、再度「給食停止報告書」の提出を要するものとし、取扱いは上記と同様とする。

(6)2回の行事欠食以外の学年行事等で給食を食べなかった場合

年間給食の中で食材に還元するため、返金を行わない。

(7)口座振替手数料

保護者の口座から振り替えをする際の手数料（1件10円）は鴻巣市で負担する。ただし、学校の教材費等の振替にかかる手数料は保護者負担とする。

鴻巣市学校給食運営委員会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鴻巣市学校給食運営委員会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 鴻巣市学校給食運営委員会を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、会場の都合により定めるものとする。

(傍聴席への入場禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 前号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の禁止行為)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) 携帯電話を使用すること。
- (7) 傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。ただし、議長の許可を受けた場合は、この限りでない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、会議を公開しない議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(議長の指示)

第7条 この規程に定めるもののほか、傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規程は、平成25年7月26日から施行する。